

通称名の使用について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2022年6月21日)

通称名の使用を申請した場合に関して、以下の7点がお聞きしたいです。

- 1、通称名使用に関する要項のようなものは存在するのか
- 2、通称名使用を申請し承認された場合の影響範囲
- 3、通称名が使用できない文書はあるか
- 4、通称名使用申請承認後の文書は戸籍名でもらうことが可能か、もしくは併記は可能か
- 5、通称名の使用の中止はできるのか
- 6、通称名を使用した場合、通称名と戸籍名との認証は、申請者の責任で行わなくてはならないのか、もしくは通称名使用の学生(卒業、修了または退学をしたものを含む)から、京都大学の文書において通称名が認められている、又は認められていたことの証明の依頼があった場合、それを認めている旨を文書を交付してもらえるのか
- 7、そのほか、通称名を使用の申請をする前に事前に知っておくべき注意事項

よろしく申し上げます。

【回答】(回答日:2022年7月4日)

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課)

お尋ねの件ですが、以下のように回答いたします。

- 1、通称名使用に関する要項のようなものは存在するのか
⇒要項のようなものは特にありませんので、所属学部・研究科等の教務担当掛に申し出てください。
- 2、通称名使用を申請し承認された場合の影響範囲
⇒通称名の使用が認められると、学籍簿に記載される氏名を変更することになりますので、各種証明書や成績表、大学から送付する文書など、基本的には全範囲に影響します。
- 3、通称名が使用できない文書はあるか
⇒通称名の使用が認められると、学籍簿に記載される氏名を変更することになりますので、すべての文書が通称名で発行されます。
- 4、通称名使用申請承認後の文書は戸籍名でもらうことが可能か、もしくは併記は可能か

⇒学籍簿に記載される氏名を変更するので、文書による使い分けはできません。学位記についてのみ併記は可能です。

5、通称名の使用の中止はできるのか

⇒学籍簿に記載する氏名の再変更は想定されていません。学籍簿に記載する氏名は2.で回答したように、その影響範囲も多いことから、誰でも任意に変更できるものではなく、一定の条件を満たした場合に特別に認めているものです。

6、通称名を使用した場合、通称名と戸籍名との認証は、申請者の責任で行わなくてはならないのか、もしくは通称名使用の学生(卒業、修了または退学をしたものを含む)から、京都大学の文書において通称名が認められている、又は認められていたことの証明の依頼があった場合、それを認めている旨を文書を交付してもらえるのか

⇒学籍簿の氏名を変更し、それが戸籍等に記載された氏名と異なることの証明については、申請者の責任によるものとしています。案件毎に状況、事情が異なるため、具体的な事象が発生した際には所属学部・研究科等の教務担当掛にお尋ねください。

7、そのほか、通称名を使用の申請をする前に事前に知っておくべき注意事項

⇒学籍簿の氏名を通称氏名に変更することは、その影響範囲も大きいいため、申請する前に、所属の学部・研究科等の教務担当掛によく相談して、検討してください。